

○一般競争入札方式の全面実施に伴う手続の運用について

平成18年3月7日経契発第132号 事事発第41号 副理事長から各所属長あて
--

〔沿革〕平成28年3月18日経企発第45号、事事発第16号改正 平成31年2月28日経総発第29号改正
令和8年3月30日経企発第30号改正

一般競争入札方式の全面実施に伴う手続の運用について

一般競争入札方式の全面実施については、「一般競争入札方式の全面実施について」（平成18年3月7日付経契発第131号・事事発第40号。下記において「理事長通知」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

記

1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、別紙1 に示す標準的日数を参考とすること。

2 競争参加資格における等級区分等について

- (1) 理事長通知記3(2)②の「対象工事に対応する等級区分」については、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がなければ、複数の等級区分を対象とすることができること。
- (2) 理事長通知記3(2)⑧の「工事成績評定表」とは、請負工事成績評定要領（平成14年7月19日付達第10号）第5条第2項に規定するものをいうこと。
- (3) 理事長通知記3(2)⑩の「一定の区域内」については、十分な競争性が確保されるよう留意して定めること。
- (4) 理事長通知記3(1)⑩並びに記3(2)⑩及び⑪に掲げる事項については、競争参加資格として掲げる必要のない工事については、掲げないことができること。
- (5) 理事長通知記3(1)⑩及び記3(2)⑪の「その他契約職が必要と認める事項」とは、例えば、当該工事に特に要する技術者など合理的な事項を競争性に十分留意して定めること。
(平成28経企発45、事事発16・一部改正)

3 競争参加資格の決定及び確認について

- (1) 契約職は、競争参加資格の決定及び確認を行うに当たり、必要に応じて技術審査会を活用すること。
- (2) 技術審査会の構成員は、原則として、契約職支社長に係る工事について、設計部長、設計部設計マネジメント課長、設計部担当課長、事業部契約課長及びプロジェクトマネジメント部プロジェクトマネジメント課長とする。

(平成31経総発29・一部改正)

4 入札説明書の交付について

見積を行うための工事現場説明書(指導事項を含む。)、仕様書、設計図面、現場説明用設計書は、少なくとも入札日の10日(日本下水道事業団就業規則(昭和48年3月5日付規程第9条に規定する日本下水道事業団の休日を除く。)前に交付すること。

5 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料について

- (1) 理事長通知記6の競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料並びに同記8の競争参加資格の確認の結果の書面の取扱いについては、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。
- (2) 理事長通知記6(2)による提出期間の設定に当たっては、別紙1の標準的日数を参考の上、その提出に必要な日数を確保すること。
- (3) 理事長通知記7(2)の同記7(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類としては、当面、同記7(1)①の同種又は類似工事の施工実績として記載された工事に係る契約書の写しを求めること。ただし、この場合において、当該同種の工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要がないとの取扱いをすること。

6 競争参加資格がないと認めた理由の説明の要求があった場合等における入札の執行の延期

理事長通知記9(1)による説明要求があったときは、速やかに入札を延期することとし、掲示及びホームページへの掲載により、別紙2の入札公告の訂正の記載例に従い公告すること。

また、「談合情報対応マニュアル」(平成15年6月17日付経契発第33号の別添2)第2の1(2)③による入札の延期(「談合疑義事実処理マニュアル」(平成15年6月17日付経契発第33号の別添3)第2において準用する場合を含む。)についても同様に行うこと。

7 技術者の配置について

理事長通知記16(2)の措置については、「工事現場等における施工体制の点検要領」(平成13年7月18日付経契発第81号、工工発第39号の別添)5(2)に基づき行うこと。

附 則

(適用期日)

- 1 この通達は、平成18年4月1日以降に公告を行うものから適用する。
(「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」の一部改正)
- 2 「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」(平成13年12月27日付経契発第169号)の一部を次のように改正する。

本文中「一般競争入札対象工事」の次に「(一般競争入札方式の実施について(平成6年7月1日付経契発第25号・工工発第52号)の適用対象工事に限る。)」を加える。

附 則(平成28年3月18日経企発第45号、事事発第16号)

- 1 この改正通達は、平成28年4月1日から契約を締結するものから適用する。
- 2 一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について(平成6年経契発第27号、工工発第53号)は、廃止する。

附 則(平成31年2月28日経総発第29号)

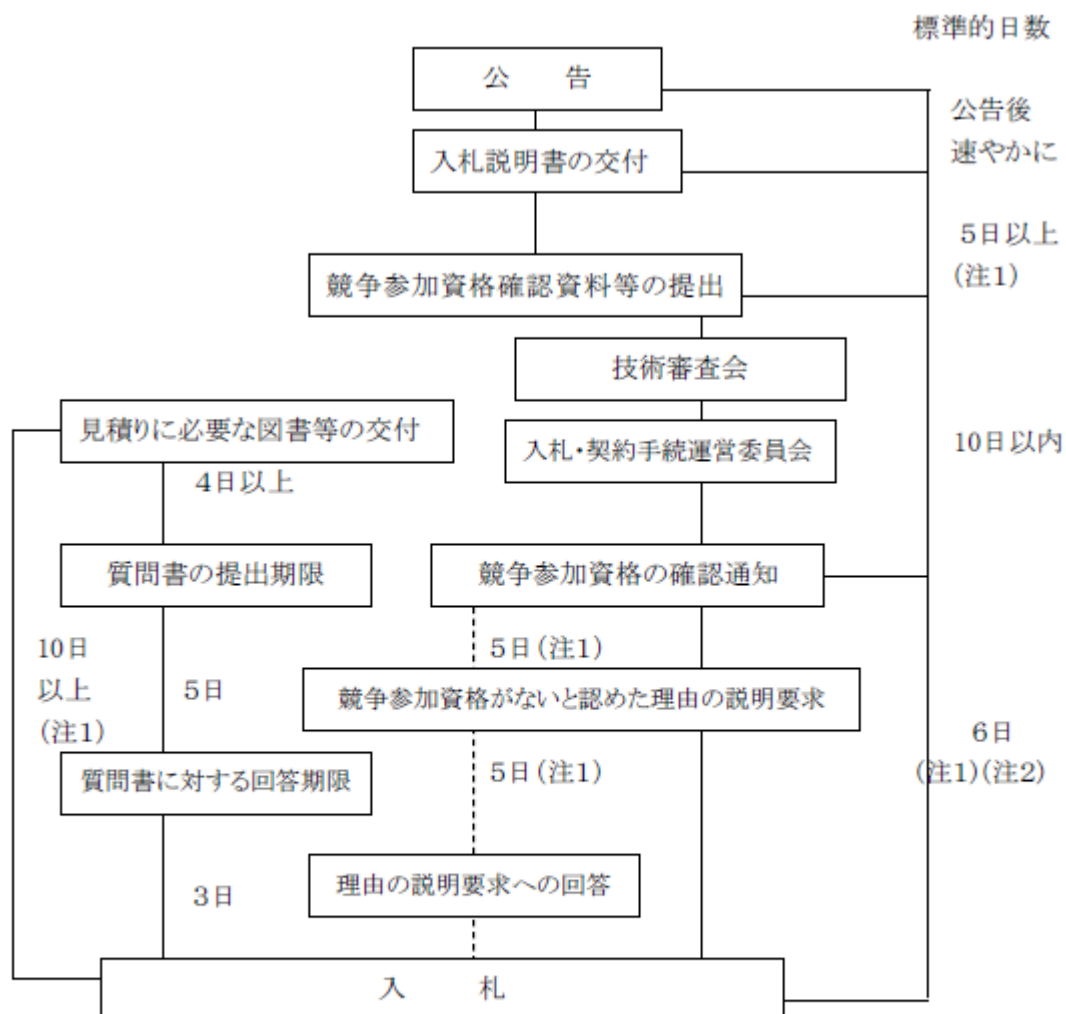
この改正通達は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和8年3月30日経企発第30号)

この改正通達は、令和8年4月1日から適用する。

別紙1

【一般競争方式の実施手順】



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

別紙2**【入札公告の訂正の記載例】**

入札公告(建設工事)の訂正

入札公告を次のとおり訂正します。

〇〇年〇月〇日

日本下水道事業団 契約職

〇支社長 〇〇〇〇

- 1 公告日 〇〇年〇月〇日
- 2 工事名 〇〇〇〇建設工事
- 3 訂正内容

3(4)中「①日時 〇年〇月〇日(〇)午前(午後)〇時〇分」を「①日時 △年△月△日(△)午前(午後)△時△分」に訂正する。